

中小企業緊急雇用安定助成金制度の活用について（ご案内）

長野県伊那技術専門校

このほど国は、平成 20 年 12 月から当面の間の措置ではありますが、雇用維持に努力される中小企業事業主の皆様に対する「中小企業緊急雇用安定助成金制度」を創設しました。この制度は、当校が実施するスキルアップ講座も対象となりますのでご案内します。

支給要件

生産量、売上高等の事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均値が、その直前 3 か月又は前年同期と比較して 5 %以上減少していること。ただし、前期決算等の経常利益が赤字であれば 5 %未満の減少でも可（雇用量不増用件は廃止されました。）。

支給対象となる教育訓練の要件

- ・ 事業主が自ら指定した対象期間内（1 年間）に行われるものであること。
- ・ 所定労働日の所定労働時間の全 1 日にわたり行われるものであること。
- ・ 就業規則等に基づいて通常行われる教育訓練ではないこと。
- ・ 労使間の協定による教育訓練であること。
- ・ 教育訓練実施日に支払われた賃金の額が、労働日に通常支払われる賃金の額に 0.6 を乗じて得た額以上であること。

支給を受けることができる額

[支給額]

- ・ 休業手当又は賃金に相当する額として、厚生労働大臣の定める方法により算定した額の 5 分の 4。ただし、雇用保険基本手当日額の最高額が限度。
- ・ 教育訓練を実施した場合は、訓練費として 1 人 1 日当たり 6,000 円を加算。

[支給限度日数]

- ・ 対象期間内に実施した教育訓練が支給対象。
- ・ 3 年間で 300 日（最初の 1 年間は、対象被保険者 × 200 日分）が限度。

事前に届出が必要です。

詳細は、最寄のハローワークにおたずねください。